

山形労基発 0822 第 2 号  
令和 5 年 8 月 22 日

関係団体の長 殿

山形労働局労働基準部長

職場における熱中症予防対策の徹底について（緊急要請）

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、労働基準行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年は山形県内でも梅雨明けから連日 30 度を超える真夏日が続いており、さらに、7 月下旬からは 35 度を超える猛暑日も観測されております。8 月下旬以降も例年以上の酷暑が続くと予報されているところです。

今夏の職場における熱中症予防については、令和 5 年 3 月 13 日付け山形労発基 0313 第 3 号「令和 5 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」により依頼し、各事業場において熱中症予防対策を徹底していただいていることですが、先日、当局管内の建設業の事業場において、下記のとおり熱中症による死亡災害が発生しました。発生原因等については現在調査中ではありますが、お盆休み直後でもあり、暑熱順化の影響も考えられるところです。

つきましては、別添リーフレット等を活用し、引き続き熱中症予防対策に取り組んでいただくとともに、傘下の会員事業場等に対する周知等に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

災害発生月：令和 5 年 8 月

業 種：建設業

年 代：20 代

発 生 場 所：西村山郡朝日町

災害発生状況：

現場において同僚数名と除草作業を行っていた際、被災者が作業場所と離れた場所に道具を取りに行ったものの戻らず、同僚が倒れている被災者を発見し、ドクターヘリで病院に緊急搬送したが、翌日死亡したものの。